

プラスチック及びペットボトル処理業務委託
事業者選定プロポーサル（公募型プロポーザル）
選定結果報告書

令和4年8月

プラスチック及びペットボトル処理業務委託事業者選定委員会

1. 公募型プロポーザル実施の目的

平成30年8月に「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」が締結され、ごみ広域処理体制の構築に向けた検討が開始されるとともに、令和2年5月には「ごみ処理広域化基本構想」が策定されました。基本構想の中で、ごみ広域処理施設が和光市旧ごみ焼却場に建設する方針が決定し、令和6年度から本格的な工事が着工されるにあたり、旧ごみ焼却場の跡地を利用して処理をしているプラスチック類の中間処理の方法を変更する必要があります。

また、令和4年4月に施工された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、市町村はプラスチック製容器包装廃棄物に加えてプラスチック使用製品廃棄物についても分別基準を策定し、再商品化に努めなければなりません。

このような当市に係る事情を踏まえながら、プラスチック類及びペットボトルの中間処理を円滑かつ確実に履行し、生活環境の保全及び再生利用の促進を図ることを目的に公募型プロポーザルによって、事業者を選定することとしました。本プロポーザルは、専門的な知識や経験、本業務と同様な業務実績を有する事業者から広く提案を受け、最も適した事業者を選定することを目的としています。

2. 選定の経緯

令和4年7月 4日（月）	プロポーザル実施要領の公表
令和4年7月15日（金）	質問票の受付期限
令和4年7月20日（水）	質問に対する回答
令和4年7月29日（金）	参加申込書・企画提案書等の提出期限 ※各プロポーザルあわせて3者が参加
令和4年8月 3日（水）	選考委員会

※「プラスチック類の収集運搬及び中間処理業務委託」、「ペットボトルの中間処理業務委託」は、同じスケジュール

3. 選考委員の構成（順不同）

委員長	喜古 隆広	和光市市民環境部長
委員	清水 敏男	和光市市民環境部統括技術監
委員	福島 達也	和光市市民環境部環境課長
委員	戸田 伸二	和光市市民環境部環境課清掃センター所長
委員	阿部 剛	和光市市民環境部環境課主幹

4. 審査方法

優先交渉権者等の選定は、事務局による資格審査を行ったうえで、選考委員会による書類審査、価格審査の総合評価で審査します。書類審査は、「他自治体の業務実績」や「中間処理業務の実施体制」など、各評価項目を5段階で評価しました。総合評価点が最低基準点である60点未満の場合は、優先交渉権者として選定しないものとしています。なお、総合評価点が同点であった場合には、価格審査の評価が最も高い者を優先交渉権者とします。

5. 選定結果・講評

(1) 選定結果

審査の結果、次のとおり優先交渉権者を選定しました。

【プラスチック類の収集運搬及び中間処理業務委託】

◎ 優先交渉権者：株式会社リステム 総合評価点：82.8点

【ペットボトルの中間処理業務委託】

◎ 優先交渉権者：株式会社山田洋治商店 総合評価点：90.0点

○ 次点交渉権者：株式会社ワンズリプラスチック 総合評価点：80.1点

(2) 審査講評

各プロポーザルで、合計3者から企画提案書の提出がありました。企画提案書に記載された提案内容や見積価格などを総合的に評価した結果、「プラスチック類の収集運搬及び中間処理業務委託」は、株式会社リステムを優先交渉権者として選定し、「ペットボトルの中間処理業務委託」は、株式会社山田洋治商店を優先交渉権者として選定しました。

今回、優先交渉権者となった株式会社リステム、株式会社山田洋治商店ともに他の自治体において、当該業務と同種の中間処理を数多く履行された経験があり、その際に得たノウハウを活かした環境配慮への取組みや緊急時の対応、見積価格の提案などが高い評価につながる結果となりました。

和光市一般廃棄物処理基本計画をはじめ、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律やその他の関係法令を遵守し、当市域内で発生するプラスチック類及びペットボトルを確実に適正処理し、万が一の有事などにも柔軟な対応をしていただくよう求めます。

令和4年 8月 8日

プラスチック及びペットボトル処理業務委託事業者選定委員会

委員長 喜古 隆広